



11月の行事といえば七五三☆慣れない着物を身に纏い、一生懸命歩いている姿は可愛いですよね!七五三で欠かせないものと言えば「千歳飴」。千歳飴の由来には2つの説があります。1つは、江戸時代の元禄の頃、浅草の飴売りが、紅白の棒状の飴を、「千年飴」「寿命糖」と言う名前で売り歩いたのが始まりだという説。もう1つは、大阪の商人が江戸に出て、「長い長い千歳飴を食べると千年もの長寿になる」というキャッチコピーで売り始めたという説です。千歳飴は、「親が子供に長寿の願い」をかけています。なので、粘り強く細長い形状で、縁起の良い紅白の飴となっているそうです。実は、千歳飴は、直径14.5mm、長さ1m以内と決められているんですよ。

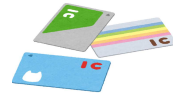
知っとこ!

平成28年分 年末調整のPOINT集

通勤手当の非課税限度額

平成28年1月1日以後に支払われるべき通勤手当の非課税限度額が10万円から**15万円**に引き上げられました。

- ① 交通機関又は有料道路を利用している人に支給する通勤手当
 - ② 交通機関を利用している人に支給する通勤用定期乗車券
 - ③ 交通機関又は有料道路を利用するほか、交通用具も使用している人に支給する通勤手当や通勤用定期乗車券
- ※改正無：動車や自転車などの交通用具を使用している人に支給する通勤手当



POINT→成28年4月の改正前に支払われた通勤手当については、改正前の非課税規定を適用したところで所得税及び復興特別所得税の源泉徴収が行われていますが、改正後の非課税規定を適用した場合に**過納**となる税額は、本年の年末調整の際に**精算**する必要があります。

※既に支払われた通勤手当が改正前の非課税限度額以下である人については、この精算手続きは不要です。

国外に居住する親族に係る扶養控除等の適用

平成28年1月1日以後に支払われる給与等の源泉徴収または年末調整において、非居住者である親族（国外居住親族）に係る、扶養控除、配偶者控除、障がい者控除、配偶者特別控除の適用を受ける場合には、「親族関係書類」及び「送金関係書類」を源泉徴収義務者に提出または提示する必要があります。

◀親族関係書類▶

- ① 戸籍の附票の写しその他の国または地方公共団体が発行した書類及び国外居住親族のの写し
- ② 外国政府または外国の地方公共団体が発行した書類



☆平成29年から変わる事項☆

I、源泉徴収税額表の改正

給与収入1,000万円超の場合の給与所得控除額は220万円が上限とされました。平成29年1月1日以降に支払うべき給与に対する源泉徴収の際には、平成29年分の税額表をご利用ください。

II、平成29年1月1日以降に支払を受けるべき給与等について、その支払者が、これらの申告書に記載すべき提出者本人、控除対象配偶者、扶養親族等のマイナンバー等を記載した帳簿を既に備えているときは、次の申告書にマイナンバーの記載を要しないこととされました。①給与所得者の扶養控除等（異動）申告書 ②従たる給与についての扶養控除等（異動）申告書 ③退職所得の受給に関する申告書 ④公的年金等の受給者の扶養親族等申告書

☆次の場合、年末調整後に再調整ができます☆

- 年末調整後に…①給与の追加払いがあった場合②扶養親族等の数が異動した場合③配偶者の所得の見積額が違った場合④保険料を支払った場合⑤住宅借入金特別控除申告書の提出があった場合

知っここ!「税務のマメ知識」

今月の いろいろ 「掲示板」

【これって医療費控除??】

I、うつ病患者のカウンセリング費用

うつ病の治療には、抗うつ剤を投与する薬物療法と、カウンセリング（心理療法）があるが、心理療法ではカウンセラーが医師でなければ、支払った医療行為の対価として医療費控除の対象とならないとされています。



臨床心理士や心理療法士といった国家資格者であっても、医師の資格がなければ同様も扱いですが、医師から指定されたカウンセラーであれば、そのカウンセリングは控除の対象になることもあります。

II、生活習慣病の温泉療法

温泉地に一定期間滞留して疾病の温泉療養（湯治）をするための費用は、医療費控除の対象にはなりません。しかし、医師の指示を受けたうえで、厚生労働省が認可した「温泉利用型健康増進施設」で温泉療養をしたときには、施設利用料金と交通費が医療費控除の対象となります。宿泊費は控除対象になりません。医療費控除を受ける為にはまず、医師に「温泉療養証明書」を発行してもらう必要がありますのでご注意ください。

III、出産に伴う一般的な費用

妊娠と診断されてからの定期検診や検査などの費用、また、通院費用は医療費控除の対象になります。病院に対して支払う入院中の食事代は、入院費用の一部として支払われるものですので、一般的には医療費控除の対象になります。しかし、他から出前を取ったり外食したりしたものは、控除の対象にはなりませんのでご注意ください。



外国人留学生等を雇う場合の マイナンバーについて

外国人であっても、日本に住民登録をした場合、マイナンバーが付番されることとなります。中長期滞在する外国人に付番される個人番号は、他の国民と変わりはなく、**12桁**の数字となります。

アルバイトとして外国人を雇用した場合にもマイナンバーの提出が必要となり、マイナンバーを持つ日本人アルバイトと同様の対応となります。

※在留カードの番号と同じ 12桁なので間違えやすいと思いますが、在留カードなどの番号を出してしまうと大変なことになるので、ご注意ください。

ふるさと納税ワンストップ特例

確定申告をしなくてもふるさと納税の寄付金控除を受けられる制度（ふるさと納税ワンストップ特例）を利用するためには、自治体に特例適用申請書を提出する必要があります。提出はお済ですか？ご確認ください☆

HPのお知らせ

【弊所HP】<http://www.uk-g.co.jp/>

ホームページにてスタッフブログを公開しています。税務・会計の豆知識やアドバイス等掲載しておりますので、ぜひご覧ください♪



今月のあなたの運勢



A型

ほんの少し目標を変えてみることで、滞っていた夢に進展の兆しが出てきそう。思い切って、新たな一歩を踏み出してみよう。

B型

フレンドリーに接することができ、どんなタイプともすぐに仲良くなれそう。グループのまとめ役を任されるなど、周囲からの信頼も厚い時。

O型

家族にたっぷり甘えて、問題解決&エネルギーをチャージ！ 悩みや迷いがあるなら、自分ひとりで頑張ろうとしないこと。

AB型

どんなに苦しくても諦めない心が、嬉しい出来事を連れてくることに。好調なときこそ、意識して体と頭を休めてあげましょう。



優経税理士法人

(経済産業省認定) 経営革新等支援機関

〒162-0825 東京都新宿区神楽坂 6-48 TOMOS 神楽坂 4 階

TEL03-5206-7457 FAX03-5206-7458

✉ ukz@uk-g.co.jp <http://www.uk-g.co.jp>



いつでもお気軽に
お問い合わせください。
スタッフ一同、心より
お待ちしております。